

子ども・子育て支援施策の実績報告書（令和3年度分）

逗子市教育部子育て支援課



逗子市子ども・子育て支援事業計画（2020～2024）において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況等を把握するとともに、保護者に対するニーズ調査を実施し、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し具体的な目標設定を行いました。

この計画における提供体制確保の実施時期は、計画期間が終了する令和6年度末までに、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定したものです。

この報告書は、各年度における進捗管理を行うため、各年度の実績を取りまとめたものです。

1 幼児期の教育・保育

量の見込みと確保策について

ニーズ調査の結果を踏まえ、計画期間が終了する令和6年度までに待機児童を解消する定員数の施設整備を終えるよう計画しました。確保量の設定にあたっては、1歳以上は潜在的なニーズを踏まえて精査しました。なお、3歳未満のニーズは他の年齢層に比較し突出して利用希望が多かったため、様々な子育て支援施策の拡充を図り、子育てしやすいまちづくりを推進することを前提として、近年の保育施設の利用申込み状況やニーズ調査の結果、幼児教育・保育の無償化に伴う新たな保育認定制度の創設等を踏まえ、補正を行っています。

確保の方策としては、市内既存私立幼稚園の認定こども園への移行支援や幼稚園の預かり保育の活用を行うほか、更に不足する3歳未満児の保育ニーズについては、短期的な整備が可能であることや、既存施設の活用が期待できること、多様な保育形態で計画することが望ましいことから、小規模保育施設で確保すること等を柱として計画しています。なお、算出にあたっては、保護者の労働時間を月64時間以上で算出しています。

令和2年度	1号	2号		3号（保育が必要）		
	3歳以上 教育希望	3歳以上（保育が必要）		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口（人）	1,370		354	391	367	
② 需要率（%）	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量（①×②）（人）	586	122	614	79	172	164
④ 確保策 （人）	特定教育・保育施設 <small>（幼稚園・保育所・認定こども園等）</small>	137	522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 <small>（私学助成幼稚園等）</small>	571	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 <small>（小規模保育・家庭的保育事業等）</small>	0	0	3	24	27
	企業主導型保育施設	0	10	4	5	6
	上記以外	0	56	0	0	0
	⑤ 確保量合計（人）	708	588	66	136	177
過不足分（⑤－③）（人）	0	-26	-13	-36	13	

令和2年度実績

令和2年度 （実績）	1号	2号		3号（保育が必要）		
	3歳以上 教育希望	3歳以上（保育が必要）		0歳	1歳	2歳
		教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口（人） R2.4.1現在	1,369		329	402	345	
② 需要率（%） 計画値	42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量（①×②）（人）	586	122	613	73	177	155
④ 確保量 （人）	特定教育・保育施設 <small>（幼稚園・保育所・認定こども園等）</small>	201	503	46	129	142
	従来制度の幼稚園 <small>（私学助成幼稚園等）</small>	535	0	0	0	0
	特定地域型保育事業 <small>（小規模保育・家庭的保育事業等）</small>	0	0	5	31	23
	企業主導型保育施設	0	19	6	15	11
	上記以外	0	66	0	0	0
	⑤ 確保量合計（人）	736	588	57	175	176
過不足分（⑤－③）（人）	28	-25	-16	-2	21	

令和3年度 (計画)		1号	2号		3号 (保育が必要)		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人)		1,294		345	381	418	
② 需要率 (%)		42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量 (①×②) (人)		554	115	580	77	168	187
④ 確保策 (人)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	137		522	59	107	144
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	571		0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		0	3	33	37
	企業主導型保育施設	0		10	4	5	6
	上記以外	0		56	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	708		588	66	145	187
過不足分 (⑤-③) (人)		39		8	-11	-23	0

令和3年度実績

令和3年度 (実績)		1号	2号		3号 (保育が必要)		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
① 児童人口 (人) R3.4.1現在		1,265		320	350	408	
② 需要率 (%) 計画値		42.8	8.9	44.8	22.2	44.0	44.8
③ ニーズ量 (①×②) (人)		541	113	567	71	154	183
④ 確保策 (人)	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等)	180		504	54	125	153
	従来制度の幼稚園 (私学助成幼稚園等)	454		0	0	0	0
	特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		0	4	29	39
	企業主導型保育施設	0		16	5	8	11
	上記以外	0		66	0	0	0
	⑤ 確保量合計 (人)	634		586	63	162	203
過不足分 (⑤-③) (人)		-20		19	-8	8	20

令和3年度の実施状況

- 令和2年度から聖マリア幼稚園が新制度の幼稚園に移行したため、従来制度の幼稚園の人数が減少し、特定教育・保育施設の数が増加した。
- 企業主導型保育施設は、市外の施設の利用者も含めたため、計画値より増加している。
- 小規模保育事業のかぐのみ保育園（定員19人）が開園し、1歳児、2歳児の受け皿が拡大した。
- 令和3年4月1日現在の待機児童数は5人。

2 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の13事業を実施することが定められているものです。(子ども・子育て支援法第59条)

【地域子ども・子育て支援事業 (13事業)】

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦に対する健康診査
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ) 病児保育事業、
- (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)
- (11) 放課後児童クラブ事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、量の見込み及び確保方策を作成する事業の対象外となっています。

(1) 利用者支援事業

① 事業概要

妊娠中の方や子どもがいる保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

② 量の見込と確保方策及び実績

多様な雇用形態に対応できる幼稚園・保育所、または地域子育て支援事業から、保護者の状況に寄り添ったきめ細かい利用者支援を行うため、市の中心部であり主要な駅からも近い市役所内に、保育所等利用者支援員を2名配置（1か所）します。また、市内保育所の空き状況などを把握している担当課におくことで、詳細かつリアルタイムの状況で相談に対応します。

保育所等利用者支援員を市の中心部である市役所内に2名配置（1か所）。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策(箇所数)	1	1	1	1	1
実績	1	1			

③ 3年度の実施状況・反省点・問題点など

窓口や電話での問い合わせに、わかりやすく丁寧な対応を心掛けた。

また、多様な施設や制度に対応するため、保育所入所利用案内のリニューアルを実施した。

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業概要

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育ての親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込みは、アンケート調査から算出した子育て支援センター利用希望年間延べ人数です。

確保方策については、子育て支援センター及び親子遊びの場2か所への巡回相談、池子ほっとスペースの、合わせて4か所を計画として位置付けるとともに、市内4か所に設置している「ほっとスペース」の利用者もいることから、これを合わせると確保可能人数はほぼ見込み量と同等人数が見込まれるため、現状維持を確保します。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人年)	31,805人	31,614人	29,759人	28,783人	28,190人
確保方策(箇所)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
実績(人年)	12,512人	18,493人			

[個々の実績]

子育て支援センター

区分	来所者	相談	小坪巡回相談	沼間巡回相談
2年度	896組	面接 703組	来所者 42人	来所者 80人
	1,947人	電話 37件	相談件数 20件	相談件数 32件
3年度	2,482組	面接 1710組	来所者 112人	来所者 196人
	5,356人	電話 17件	相談件数 50件	相談件数 88件

ほっとスペース

区分	池子ほっとスペース	その他ほっとスペース(4か所)
2年度 来所者数	8,606人	1,837人
3年度 来所者数	10,361人	2,776人

③ 3年度の実施状況・反省点・問題点など

子育て支援センター、ほっとスペースともに、令和3年度は予約制とし、新型コロナウイルス

の流行状況により、予約の人数や利用時間の制限を変動し開所した。

子育て支援センターで実施するイベントも予約制とし、感染症対策を講じながら実施した。また、ZOOMを使った講座を増加させた。

(3) 妊婦に対する健康診査

① 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、

- (1) 健康状態の把握
- (2) 検査計測
- (3) 保健指導

を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠後母子健康手帳と一緒に、全 14 回分の妊婦健康診査補助券（1 万円補助 1 回、3 千円補助 13 回）を妊婦へ給付しています。また、里帰りで県外の医療機関を利用する場合などで補助券が使用できない時は、出産後健診費用について償還払いとして対象者へ還付を実施しています。双子以上の多胎児を妊娠している場合は、健診回数が通常より多くなることから、その分の補助内容を充実しています。令和元年度から産後健診を 1 回から 2 回に充実させ、産後ケア事業を開始したことで妊婦の不安解消に努めます。

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込みは、平成 30 年度実績（4,530 件）をもとに、子どもの数の推計値を勘案し、一人当たりの健診回数に見込まれる人数を乗じたものです（年間延べ受診回数）。

確保方策については、検査項目 13 は、法定の検査項目です。母子ともに安心して出産することを目的として、妊婦健康診査を定期的に受診できるよう、今後も費用の助成を行うとともに、今後助成額の拡充を検討します。

また、妊婦健康診査の受診勧奨を積極的に行います。

区分		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込（件）		4,417	4,307	4,195	4,094	3,996
確保 方策	実施場所	-----	-----	-----	-----	-----
	実施体制	-----	-----	-----	-----	-----
	検査項目	13	13	13	13	13
	検査時期	-----	-----	-----	-----	-----
実績（件）		5,145	4,793			

③ 3 年度の実施状況・反省点・問題点など

妊婦健康診査補助を始めとした各事業を継続し、妊婦の不安解消に努めた。

妊娠期の検診受信は母子共に健やかな子育て期間に移行できるために必要であるので、全妊娠届時に健診の必要性、使い方等を一人ずつに説明している。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業概要

妊娠中の妊婦、出産後の母子のケアや出生後4カ月以内にすべての乳児のいる家庭を保健師、助産師が訪問することにより、子育てに関する情報の提供と乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う他、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的としています。

安全な妊娠・出産の確保、安心できる子育ての確保、子育てしやすい環境の確保、個人の健康状態に応じた環境の確保を目的とし、各家庭を保健師、助産師が訪問します。妊娠期から出産後まで一貫した相談体制で生後4カ月以内にすべての乳児のいる家庭を訪問し、適切な指導助言を行います。

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込みは、平成30年度実績(328人)をもとに子どもの数の推計値から算出しています。確保方策については、実施体制は市直営で行い、対応する保健師及び助産師の人数を計上しています。十分な体制人数を整え、様々なケースに柔軟に対応します。

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人)		320	312	304	297	290
確保 方策	実施体制(人)	10	10	10	10	10
	実施機関	1	1	1	1	1
実績(訪問数/出生数)		276/325	324/348			

③ 3年度の実施状況・反省点・問題点など

新型コロナウイルス感染症の感染予防のためか、家庭訪問の日程調整の連絡で、訪問を断られることが多かった。この影響で、産婦や新生児の訪問率は前年に比べると減少したが、対面にこだわらず電話も活用し、質問や相談を受け付けた。また、出生後の助産師による授乳相談や、子育て支援センター・市役所内での計測や相談を行うなどし、訪問以外支援を継続した。

(5) 養育支援訪問事業

① 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

児童福祉法に基づき乳幼児の養育について支援が必要でありながら、積極的な支援が困難な家庭に対し、保健師、助産師等がその家庭を訪問して養育に関する指導、助言を行います。家事支援についてはヘルパーを派遣し、その他専門的な訪問支援については要保護児童対策ネットワーク会議を中心に支援方法を検討します。

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込みは、平成 26 年度実績（年間延べ件数 1 世帯 20 件）をもとに、算出しています。平成 27 年度以降の実績はありませんが、支援の必要性がある場合は必要に応じて対応します。

確保方策については、市職員 4 人による相談体制を維持し、十分な支援体制を整えます。

区分		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込（人）		20	20	20	20	20
確保 方策	実施体制（人）	4	4	4	4	4
	実施機関	1	1	1	1	1
	委託団体等	0	0	0	0	0
実績（人）		0	0			

③ 3 年度の実施状況・反省点・問題点など

対象となる事例が無かったため、実績なし。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

① 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

② 量の見込と確保方策及び実績

現在は実績がなく、児童相談所での一時保護等での対応としていますが、今後の必要性に応じて近隣市町の児童養護施設との連携を含め幅広い対応を検討していきます。

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人/年)		-	-	-	-	-
確保 方策	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	-	-	-	-	-
実績(人/年)		0	0			

③ 3年度の実施状況・反省点・問題点など

対象となる事例が無かったため、実績なし。

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

① 事業概要

安心して子育てができるよう、地域の人たちがお互いに助け合っていくことを目指し、乳幼児や小学生を預かって欲しい保護者と、預かる意思のある者の会員制による相互援助活動を推進する事業です。具体的には、保護者に代わり幼稚園や保育所への送り迎えやお迎え後の一時預かり、病児・病後児預かり等多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

* この項目では就学後の児童がファミリーサポートセンター事業を利用する見込みを算定しています。

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込と確保方策については、ファミリーサポートセンター事業の小学生の実績を基に、小学生の人口、ファミリーサポートセンターへの加入数と利用件数を算出しました。量の見込に対応するためにも支援会員数を増やし対応していきます。

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込(人)	716	715	714	712	693
確保方策 (支援会員数) (人)	428	430	435	440	443
実績(人)	309	332			
支援会員・両方 会員数の合計 (人)	427	434			

区分	依頼会員 (人)	支援会員 (人)	両方会員 (人)	活動件数 (件)	活動時間数 (時間)
2年度	1,245	244	183	1,555	3,505
3年度	1,275	245	189	2,565	4,812

③ 3年度の実施状況・反省点・問題点など

前年度は開催できなかった、支援会員養成講座を、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら再開し、支援会員の増加に努めた。

(8) 一時預かり事業

◆ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

① 事業概要

幼稚園の正規の教育時間（1日4時間が標準）の前後や夏休み期間中などに、在園児を預かり保育します。

② 量の見込と確保方策及び実績

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の給付対象となることを踏まえ、ニーズ調査を行っています。長期休業日の預かり等、保育ニーズへの対応を幼稚園と協議しながら進めると共に、1号認定のお子さんの必要性も勘案しながら、限られた各園のキャパシティを最大限有効に活用できるように、各園の協力を得ながら調整していきます。

確保方策については、幼稚園による一時預かり事業は、各幼稚園の事業計画に位置付けられているため、1号認定による利用見込み量は、各園を支援することで対応していきます。2号認定による利用は、保育ニーズとして位置付け、計画上の位置付けに関わらず、各幼稚園の事業展開を支援します。

(単位:人/年)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込	1号認定による利用	6,150	5,812	5,762	5,357	5,897
	2号認定による利用	28,113	26,567	26,339	24,493	26,958
確保方策（一時預かり事業）		34,263	32,379	32,101	29,850	32,855
実績	1号認定による利用	3,368	4,687			
	2号認定による利用	3,847	2,832			
	合計	7,215	7,519			

③ 3年度の実施状況・反省点・問題点など

幼稚園に通わせながらも保護者が就労等ができるようになったが、2号認定でも保育園と同等の利用者は少なく、量の見込みを大幅に下回った。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、一斉に休園する時期もあったが、令和3年度はオミクロン株の流行により、園児の感染等に伴う休園やクラス閉鎖等の影響が大きいと思われる。

- ◆ 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動事業（病児・緊急対策強化事業を除く、ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

① 事業概要 <幼稚園型を除く>

保育所等を利用していない家庭において日常生活の突発的な事情や、社会参加等により家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

【事業形態】 保育所による一時預かり、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

* トワイライトステイは、本市では実施予定はありません。

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込みは、アンケート調査の結果より算出しています。

確保方策については、一時預かり事業では保育所で可能な一時預かりの人数を基に算出しています。

子育て援助活動支援事業では、ファミリーサポートセンターの活動件数を基に算出しており、今後さらなる支援会員の拡充を図ります。

本市ではトワイライトステイについて実施予定がないため確保方策の記載はありません。

(単位:人/年)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		6,273	6,395	6,234	5,415	5,982
確保方策	一時預かり事業（在園対象型を除く）	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440
	子育て援助活動事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	1,833	1,955	1,803	975	1,542
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	-----	-----	-----	-----	-----
実績	一時預かり事業（在園対象型を除く）	128	63			
	子育て援助活動事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	1,246	1,275			
	合計	1,374	1,338			

③ 3年度の実施状況・反省点・問題点など

保育所での一時預かり事業では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、実施できない時期があったため減少した。

子育て援助活動事業では、新型コロナウイルス感染症の影響をうけ、目標値より約3割以上低い利用状況であった。

(9) 延長保育事業

① 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込は、アンケート調査の結果から算出しています。

確保方策は、実施箇所数を延長保育を行う園について記載しています。

(単位:人/日)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込		228	224	220	217	218
確保 方策	実施体制	-----	-----	-----	-----	-----
	実施箇所数	9	9	9	9	10
実績	利用人数	575	391			
	実施箇所数	9	9			

③ 3年度の実施状況・反省点・問題点など

量の見込みより実績の利用人数が増加しているのは、都内等へ通勤している保護者が増加（都内からの転入者が増加）し、延長保育のニーズが増加したためと思われる。

昨年度より利用者数が減った原因は、新型コロナウイルス感染症の流行により、保護者の在宅勤務が増加したことと思われる。

(10) 病児・病後児保育事業

① 事業概要

この事業は多くの自治体で病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等をする事業として実施されています。本市においては、ファミリーサポートセンター事業のなかで子育て援助活動事業（病児・緊急対応強化事業）で病児・病後児を預かる事業として実施しています。

② 量の見込と確保方策及び実績

平成26年度よりファミリーサポートセンター事業で病児・病後児預かりを開始しました。

確保方策については、今後も病児・病後児預かりを行う支援会員向けの研修を実施し、病児・病後児研修を受講した支援会員数と支援会員一人当たりの対応数としています。

病児・病後児対応の支援会員数を増やすことで利用者の要望に応じていきます。加えて新たに病児・病後児保育事業は、広域での設置を検討し、令和4年度からの受け入れを目指します。

区分			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込			497	497	497	497	497
確保 方策	病児・病後児保育事業	人/年	-----	-----	480	480	480
		確保数 (箇所)	-----	-----	1	1	1
	子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業)	人/年	10	10	10	10	10
実績	病児・病後児保育事業	人/年	-----	-----			
		確保数 (箇所)	-----	-----			
	子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業)	人/年	0	0			

※ 病児・病後児保育事業は、広域での実施を想定し、1日2人、年間240日開所することを目安。

③ 3年度の実施状況・反省点・問題点など

子育て援助活動事業における、病児・病後児預かりは、新型コロナウイルス感染症の影響で、活動を休止している。

(11) 放課後児童クラブ事業

① 事業概要

児童福祉法に基づき保護者が労働等により昼間家庭にいないなどの場合に、授業の終了した放課後と土曜日、夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場と適切な遊びを提供し生活指導を行うこと等により、児童の健全な育成を図るとともに、仕事と子育ての両立支援を図るものです。入所している児童が、心身ともに健やかに育成されることを保障すべくこの事業を実施しています。

市内の公立小学校区毎に1箇所ずつ整備し、5箇所あります。

② 量の見込と確保方策及び実績

量の見込みは、平成30年度の小学校別在校生数に人口構成の変化率を掛けて各年度の在校生数を求め、在校生対象ニーズ調査を踏まえた利用希望率を掛けて量の見込みを算出しています。

確保方策については、各学校区に1か所の実施を今後も継続していきます。待機児童が発生したときに長時間の利用が必要等の必要度の高い学校区については、放課後子ども総合プランを踏まえて更なる既存事業の活用に加え、国庫補助の枠組みによる運営費助成事業の展開を図ります。なお、既存の5施設は各小学校の敷地とは別に独立した施設として整備済みのため、放課後子ども総合プランにおける連携型として実施します。(放課後子ども教室は、ふれあいスクール事業として主に遊びの場として位置付け、土曜日、日曜日、祝日を除き、毎日全校で実施済です。)放課後児童クラブの開所時間については、既に全ての施設で保育所と同じ午後7時まで延長して開所しており、この開所時間を維持継続します。

【放課後児童クラブとふれあいスクール(放課後子ども教室)の連携方法など】

プログラムの企画は内容や実施日等について、現在各校で実施している、放課後児童クラブとふれあいスクールと小学校の連携会議の場を活用し、連携して実施します。

実施に当たっては、放課後児童クラブ支援員は、放課後児童クラブ児童の学校への移動を含めた安全確保のため利用児童数に応じてふれあいスクールに引率し、ふれあいスクールのパートナーと連携して事業を実施することとします。各小学校とは、余裕教室の活用状況等について毎年協議し、使用計画を決定します。

また、放課後児童クラブとふれあいスクールの実施手法、学校や教育委員会との連携手法等については、総合教育会議等を活用し総合的な放課後対策を協議することとします。

一体型の放課後児童クラブについては、小学校の余裕教室の発生状況を踏まえ、設定が可能な場合に本計画に位置付けることを検討します。

放課後児童クラブの事業目標

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み (延人数)	低学年	275	276	277	276	259
	高学年	163	162	161	161	162
	計	438	438	438	437	421
確保方策	公設民営	5	5	5	5	5
	補助型	1	2	3	3	3
	計	6	7	8	8	8
実績 (延人数)	低学年	315	312			
	高学年	88	53			
	計	403	365			
実績 (実施数)	公設民営	5	5			
	補助型	1	1			
	計	6	6			

ふれあいスクール（放課後子ども教室）

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
確保方策	実施箇所数	5	5	5	5	5
実績（実施数）		5	5			

③ 3年度の実施状況・反省点・問題点など

りす子どもクラブ（池子）は、夕方型を実施した。4年生以上8名。午後5時まではふれあいスクールを利用し、その後放課後児童クラブを午後7時まで利用できる。

待機児童は、逗子小学校の4年生以上の9名。小学校の夏休み等の長期休業中はふれあいスクールで昼食を取ることができる。（通常のふれスク利用児童は新型コロナウイルス感染対策のため昼食は不可。）

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業に加え、幼稚園の給食の副食費の支給も行います。

② 事業実施の方向性

国の制度に準拠して平成27年度より実施しています。

③ 3年度の実施状況・反省点・問題点など

下記のとおり実施した。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

(単位：円)

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実費徴収に係る補足給付を行う事業	日用品・文房具費等	2,649 (延べ2人)	4,985 (延べ2人)			
	副食材料費(施設等利用給付認定保護者)	361,050 (延べ251人)	423,024 (延べ277人)			
	計	363,699	428,009			

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業概要

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。

② 事業実施の方向性

今後、本市の状況を勘案し調査研究したうえで、事業の必要性も含めて検討します。

③ 3年度の実施状況・反省点・問題点など

本計画に示された、逗子市の子育て支援施策の課題である、安心して子育てできる環境の整備を行う観点から、必要な特定教育・保育施設などの設置について、引き続き検討した。

逗子市子ども・子育て支援事業計画

【事業進行管理表】



事業名	子育てネットワーク構築事業		
【総合計画の体系】	第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち		
	1-5	1	5 誰もが心豊かに子育てできるまち

所管名	4150	子育て支援課	<input checked="" type="checkbox"/> リーディング事業	<input type="checkbox"/> 基幹計画事業	計画事業費【2015～2022年度】	5,760千円
-----	------	--------	--	---------------------------------	--------------------	---------

事業概要	目的	子育てに関する情報の一元化、総合化を行い、子育て情報の提供を充実させる。
	対象	子育て中の保護者等
	手段	子育てに関するポータルサイトを構築し、インターネットを活用した情報の発信と収集を一元的、総合的に行う。

年度別計画	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度
	○子育てに関するポータルサイトの構築、運営	→→→→→	→→→→→	→→→→→
	○子育てに関わるネットワーク会議の設置・運営	→→→→→	→→→→→	→→→→→
	・子育て関連情報・課題の共有	→→→→→	→→→→→	→→→→→

目標【2022(令和4)年度】	現状【2013年度末】
子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018(平成30)年度の年間アクセス数の20パーセント増となっている。	子育てに関するポータルサイトがない。

<2021年度 進捗状況>	事業費(2021(令和3)年度実績額)	0円
---------------	---------------------	----

実施結果	<p>子育てポータルサイト「えがお」のアクセス数173,549件/年(14,460件/月)</p> <p>子育てネットワーク会議は、新型コロナ感染拡大防止の観点から、ZOOMによるオンラインにより1回開催した。</p> <p>子育てポータルサイト内「えがおレポート」と子育て応援紙「陽だまり」に関しては、新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら、活動した。(えがおレポート15件、陽だまり2号)</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら実施する子育て支援センター「子育てひろば」のイベントなどを、えがおレポートやえがおFacebookを活用し情報発信を行った。</p>
------	---

反省点・問題点	ポータルサイトのアクセス数が、2020年度実績(139,040件/年)に比べ125%となっている。より一層、魅力あるコンテンツを提供できるよう工夫していく。	工夫している点	「子育てひろば」のイベントなどの情報提供は、インターネットのみならず、広報誌や市内掲示板を利用したが、画像を利用した、わかりやすいデザインとした。
---------	--	---------	---

<目標【2022年度】に対する評価>

進捗状況	結果	個別事情 (社会状況変化等考慮すべき事情)	事業評価
2018年度の年間アクセス数(202,446件)の20%増(242,935件)を2022年度の目標としている。2020年度に比べポータルサイトのアクセス数が125%と向上しているが、目標は達成されていない。	イ 予定より遅れている	新型コロナウイルスの影響により、予定していた行事の中止や規模縮小等から、ポータルサイトへのアクセスが減ったものと考え。	(b)概ね順調であるとみなせる

<審議会・懇話会等の意見>

	審議会等が妥当と考える評価区分
--	-----------------

逗子市子ども・子育て支援事業計画

【事業進行管理表】



事業名	体験学習施設講座等事業		
【総合計画の体系】	第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち		
	1-5	2	5 誰もが心豊かに子育てできるまち

所管名	4150 子育て支援課	<input checked="" type="checkbox"/> リーディング事業 <input type="checkbox"/> 基幹計画事業	計画事業費【2015～2022年度】	13,192 千円
-----	-------------	--	--------------------	-----------

事業概要	目的	児童青少年の健全育成。
	対象	市民及び児童青少年
	手段	体験学習施設における講座等のイベントの実施並びに貸館業務の実施。

年度別計画	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度
	○体験学習施設の企画運営委員会企画事業の実施	→→→→→	→→→→→	→→→→→
	・企画運営、実施に携わる人材の育成講座の実施	→→→→→	→→→→→	→→→→→
	○講座受講生による企画運営、講座の実施	→→→→→	→→→→→	→→→→→
	○実行委員会形式による体験学習施設まつり等の実施	→→→→→	→→→→→	→→→→→

目標【2022(令和4)年度】		現状【2013年度末】
逗子市体験学習施設「スマイル」の主催講座の年間延べ参加者数が2,000人、年間延べ利用者数が60,000人になっている。		開所されていない。

<2021年度 進捗状況>	事業費(2021(令和3)年度実績額)	434,766 円
---------------	---------------------	-----------

実施結果	主催講座 20講座実施、受講者数延べ 557人 体験学習施設利用者 児童青少年 1,798人 大人 705人 カブトムシ配布 110人 スマイルまつり 690人
	反省点・問題点

反省点・問題点	体験学習施設が新型コロナウイルスワクチン接種会場となったことにより、5月19日から9月30日の期間はスポーツルーム、12月27日から3月31日はスポーツルーム及びスタジオが使用不可になった。また、新型コロナウイルス感染者の拡大により、8月18日から9月23日は全館使用不可となった。講座については、感染者が比較的少ない時期に感染症対策を講じて開催できるもののみ実施をした。	工夫している点	メールマガジン、インスタグラム等も利用し、講座やイベントを周知している。
---------	--	---------	--------------------------------------

<目標【2022年度】に対する評価>

進捗状況	結果	個別事情 (社会状況変化等考慮すべき事情)	事業評価
利用可能な施設や実施可能な講座が限定されたことから目標に至らなかった。	イ 予定より遅れている	体験学習施設が、新型コロナウイルスワクチン接種会場に指定されたため、利用者数の大半を占めるスポーツルームが使用不可になったことから、利用者数が激減した。講座についても新型コロナウイルスの感染状況によって中止になったものもあり、受講者数が伸びなかった。	(b)概ね順調であるとみなせる

<審議会・懇話会等の意見>

	審議会等が妥当と考える評価区分
--	-----------------

逗子市子ども・子育て支援事業計画

【事業進行管理表】



事業名		子育て支援センター運営事業		
【総合計画の体系】		第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち		
1-5 3		5 誰もが心豊かに子育てできるまち		
所管名	4150 子育て支援課	<input type="checkbox"/> リーディング事業	<input checked="" type="checkbox"/> 基幹計画事業	計画事業費【2015～2022年度】 千円
事業概要	目的	子育て中の保護者からの相談を受けるほか、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。		
	対象	乳幼児を子育て中の保護者等		
	手段	桜山に施設を設置し、アドバイザーを配置。フリースペースとして子どもを遊ばせる中からの相談、必要に応じた個別相談を電話・来所・訪問の方法で行う他、巡回相談を実施する。		
年度別計画	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度
	○子育て支援センターでの子育て相談の実施	→→→→→	→→→→→	→→→→→
	○沼間、小坪の親子遊びの場での巡回相談の実施(月4回)	→→→→→	→→→→→	→→→→→
		→→→→→	→→→→→	→→→→→
目標【2022(令和4)年度】			現状【2013年度末】	
子育て支援センター、ほっとスペースの利用者が合わせて年間29,759人。子育てネットワーク構築事業と連携した情報提供ができています。			子育て支援センター来所者:5,446組11,627人 小坪親子遊びの場(巡回相談)来所者:181組385人 沼間親子遊びの場(巡回相談)来所者:516組1,174人	

<2021年度 進捗状況> 事業費(2021(令和3)年度実績額) 16,969,896 円

実施結果	令和3年度子育て支援センター利用実績 年間開所日数 289日 利用者数 2,482組 5,356人 小坪巡回相談 49回開催 利用者数 55組 112人 沼間巡回相談 46回開催 利用者数 95組 196人 ほっとスペース利用者数(5か所) 13,137人 子育て支援センター、ほっとスペースの合計利用者数 18,493人	
	反省点・問題点	工夫している点
反省点・問題点	令和3年度は予約制とし、新型コロナウイルスの流行状況により、予約の人数や利用時間の制限を変動し開所した。	工夫している点 コロナ禍での開所であったが、イベント実施も含め予約制とし、感染症対策を講じながら開所に努めた。また、ZOOMを使った講座を増加させた。

<目標【2022年度】に対する評価>

進捗状況	結果	個別事情 (社会状況変化等考慮すべき事情)	事業評価
利用制限があったが、令和3年度の利用者数は18,493人と、前年(12,512人)比増加した。引き続き、子育てポータルサイト「えがお」により情報提供を行っていく。	イ 予定より遅れている	新型コロナウイルスの流行状況で、利用人数や利用時間に制限を設けざる得なかった。	(b)概ね順調であるとみなせる

<審議会・懇話会等の意見>

	審議会等が妥当と考える評価区分
--	-----------------

逗子市子ども・子育て支援事業計画

【事業進行管理表】



事業名		妊産婦・乳児訪問事業		
【総合計画の体系】		第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち		
1-5 4		5 誰もが心豊かに子育てできるまち		
所管名	4150 子育て支援課	<input type="checkbox"/> リーディング事業	<input checked="" type="checkbox"/> 基幹計画事業	計画事業費【2015～2022年度】 千円
事業概要	目的	安全な妊娠・出産の確保、安心して子育てできる環境の確保及び個人の健康状態に応じた支援環境の確保を目的とし、妊娠期から産後まで一貫した相談を行う。		
	対象	妊産婦と乳児		
	手段	保健師による乳幼児妊産婦の訪問指導のほか、助産師による初妊婦、初産婦、ハイリスク妊婦、ハイリスク産婦、新生児に対する訪問指導を全ての乳児のいる家庭を対象に実施。		
年度別計画	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度
	○保健師による乳幼児妊産婦の訪問指導のほか、助産師による助妊婦、初産婦、ハイリスク妊婦、ハイリスク産婦、新生児に対する訪問指導をすべての家庭を対象に実施。	→→→→→	→→→→→	→→→→→
		→→→→→	→→→→→	→→→→→
		→→→→→	→→→→→	→→→→→
目標【2022(令和4)年度】			現状【2013年度末】	
保健師及び助産師がすべての乳児のいる家庭を訪問し、相談に応じている。			保健師、助産師が訪問や相談に応じている。	

<2021年度 進捗状況> 事業費(2021(令和3)年度実績額) 2,520,768 円

実施結果	*妊婦 対象者 375人 訪問 124人(第1子妊婦・ハイリスク妊婦) 訪問率 33.1% *産婦 対象者 347人 訪問 324人 訪問率 93.4% *新生児・乳児 対象者 348人 訪問 324人 訪問率 93.1% <<産婦・新生児・乳児訪問の未実施:23人の内訳(その後の対応)>> コロナ感染拡大中のため不安3人(4か月児健診で現認:3人)、出生直後に手術し術後し入院中1人(退院後訪問:1人)、転出4人、長期里帰り中6人(4か月児健診で現認:3人、4か月以降に訪問:3人)、何度か日程調整するが予定が合わず3人(4か月児健診で現認:3人)、きょうだいの対応のため多忙1人(来庁:1人)、連絡つかず3人(4か月健診で現認:3人)、拒否2人「個人で助産師に相談できている(1人)」「困っていることはないため訪問不要(1人)」「(4か月児健診で現認:2人)		
	反省点・問題点	工夫している点	家庭訪問での支援だけにこだわらず、妊産婦の不安解消のため電話対応する他、市役所での授乳相談や計測、面接につなげるなど多職種で継続的な支援をしている。

<目標【2022年度】に対する評価>

進捗状況	結果	個別事情 (社会状況変化等考慮すべき事情)	事業評価
訪問率は前年に比べると、低め継続中であり、目標は達成されていない。	イ 予定より遅れている	新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭訪問を控える家庭が多くあった。	(b)概ね順調であるとみなせる

<審議会・懇話会等の意見>

	審議会等が妥当と考える評価区分
--	-----------------

逗子市子ども・子育て支援事業計画

【事業進行管理表】



事業名		子ども相談室運営事業		
【総合計画の体系】		第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち		
1-5 5		5 誰もが心豊かに子育てできるまち		
所管名	4150 子育て支援課	<input type="checkbox"/> リーディング事業	<input checked="" type="checkbox"/> 基幹計画事業	計画事業費【2015～2022年度】 千円
事業概要	目的	児童福祉法に基づく要保護児童対策ネットワーク会議を中心に児童相談所や警察署、保健福祉事務所等と連携をとりながら必要な情報の提供、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査指導を行う。		
	対象	18歳未満の児童とその保護者		
手段	概要	子ども相談室を設置し、子ども相談員を配置する。児童やその保護者に関する情報収集や指導について、子ども相談員を中心に要保護児童対策ネットワーク会議で情報共有を行う。		
	年度別計画	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度
○要保護児童援助ネットワーク会議を中心に関係機関と連携しながら、対象者への支援、情報収集を行い、児童虐待への対応を行う。		→→→→→	→→→→→	→→→→→
		→→→→→	→→→→→	→→→→→
		→→→→→	→→→→→	→→→→→
目標【2022(令和4)年度】			現状【2013年度末】	
要保護児童援助ネットワーク会議を中心とした、児童相談所や関係機関との連携がさらに充実し、対象者への支援が組織的に行われる。			要保護児童援助ネットワーク会議を中心に対象者への支援を行っている。	

<2021年度 進捗状況> 事業費(2021(令和3)年度実績額) 46,476 円

実施結果	令和3年度より、本事業名称を「子ども家庭総合支援拠点運営事業」に変更。 令和3年5月より、子ども家庭総合支援拠点を開設した。	
	要保護児童援助ネットワーク会議開催実績 代表者会議 1回 実務担当者会議 1回 主任児童委員連絡会 12回 子育て支援センター・ファミリーサポートセンター連絡会 12回 虐待児童受理件数 身体的虐待 1 心理的虐待 18 ネグレクト 7 その他 30 計56件	
反省点・問題点	コロナ禍のため、実務担当者会議を书面開催にしたため、支援者間による対面での顔合わせができなかった。	工夫している点 感染症対策を行いながら、関係機関と密に共有することにより、情報共有に努めた。

<目標【2022年度】に対する評価>

進捗状況	結果	個別事情 (社会状況変化等考慮すべき事情)	事業評価
関係機関との連携は図れている。	ア ①予定どおりに進捗		(a)順調である

<審議会・懇話会等の意見>

	審議会等が妥当と考える評価区分
--	-----------------

逗子市子ども・子育て支援事業計画

【事業進行管理表】



事業名		ファミリーサポートセンター運営事業		
【総合計画の体系】		第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち		
1-5 6		5 誰もが心豊かに子育てできるまち		
所管名	4150 子育て支援課	<input type="checkbox"/> リーディング事業	<input checked="" type="checkbox"/> 基幹計画事業	計画事業費【2015～2022年度】 千円
事業概要	目的	地域における育児の相互援助活動を推進する。		
	対象	子育て中の保護者等		
	手段	乳幼児や小学生等がいる家庭の児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者が会員となり、ファミリーサポートセンターが連絡調整を行う。		
年度別計画	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度
	○社会福祉法人青い鳥に運営を委託し、通常の預かりに加え病児・病後児預かりも実施。	→→→→→	→→→→→	→→→→→
		→→→→→	→→→→→	→→→→→
		→→→→→	→→→→→	→→→→→
目標【2022(令和4)年度】			現状【2013年度末】	
ファミリーサポートセンター支援会員と両方会員が435人になっている。			依頼会員956人 支援会員279人 両方会員169人 *病児・病後児預かりはH26年度より開始。	

<2021年度 進捗状況> 事業費(2021(令和3)年度実績額) 10,073,971 円

実施結果	令和3年度会員数 依頼会員 1,275人 支援会員 245人 両方会員 189人 病児預かり可能会員 21人	
	前年度は開催できなかった、支援会員養成講座を、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら再開し、支援会員の増加に努めた。	
反省点・問題点	引き続き、病児・病後児預かりは、新型コロナウイルス感染症の影響で、活動を休止している。	工夫している点 支援会員養成講座の再開に向けて、会報の発送時期の工夫や、休止中に希望された者への案内を発送することにより、新たに11名の支援会員が増加した。

<目標【2022年度】に対する評価>

進捗状況	結果	個別事情 (社会状況変化等考慮すべき事情)	事業評価
支援会員+両方会員=434人 概ね目標は達成されている。	ア ①予定どおりに進捗		(a)順調である

<審議会・懇話会等の意見>

	審議会等が妥当と考える評価区分
--	-----------------

逗子市総合計画基本構想改定及び
中期実施計画策定方針

令和4年2月

逗子市

1 本方針のねらい

総合計画は、長期的な展望に立って本市のめざすべき将来像を描き、その実現に向けて、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものです。現在、本市では理想とする都市像である「青い海と みどり豊かな 平和都市」のもと、2038年度（令和20年度）を目標年次とする基本構想として、「将来像」である「自然に生かされ、自然を生かすまち コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち」を掲げ、その実現に向けたまちづくりを進めています。

基本構想は、計画期間が24年間と長期にわたる計画であるため、必要に応じて8年ごとに見直すこととしていて、2022年度（令和4年度）が8年目に当たります。また、基本構想を具現化するための事業計画である前期実施計画が2022年度（令和4年度）で終了します。この機に基本構想の改定と2023年度（令和5年度）からの中期実施計画の策定を併せて行うこととし、そのための方針を示すものです。

2 基本構想改定及び中期実施計画策定に当たっての背景認識

現総合計画の策定に当たっては、総合計画の二層化（基本構想と実施計画の二層構造）、都市計画マスタープランを包含するまちづくり基本計画との一体化、総合計画を最上位とした基幹計画、個別計画の三層の行政計画の体系化及び一体的な進行管理、市民との協働による計画の策定・進行管理など、挑戦的な内容を盛り込み、推進してきました。しかしながら、体系化による行政計画全体を連動させた統一的運用を図ったために、個々の計画の策定・改定、進行管理などの柔軟性の低下や、複雑さから市民から見ても分かりにくいなど運用上の課題が生じています。

さらには、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大やデジタル化の進展など大きな社会経済的な変化の中にあって、理想とする都市像や将来像という大きな方向性に向かって行政運営を行う上では、柔軟な対応が求められる計画づくりが求められています。

そこで、基本構想の改定及び中期実施計画の策定に当たっては、現計画の課題の解決を図りながら、次のような背景認識のもと検討を進めていきます。

（1）少子高齢化・人口減少の進展

本市においては、2009年（平成21年）をピークに人口減少が進んでいます。高齢化率はこの数年増加傾向が鈍っているものの、依然として全国平均、県平均

よりも高い状況となっています。前期実施計画においては、様々な分野においてこれまで以上に魅力あるまちづくりを展開することにより、子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加を図り、できる限り人口の維持に努めてきました。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などでテレワークが普及し、住む場所の自由度が増したことなどにより市内への転入傾向が強まった結果、前期実施計画策定時の想定よりも人口減少は抑制されている状況となっています。しかしながら、日本全体で少子高齢化・人口減少が深刻さを増す中、今後、本市においてもその傾向は進むものとみられ、あらゆる分野に影響を及ぼすものと考えられます。

（２）厳しさが続く財政状況

少子高齢化等の進行に伴う市の歳入の根幹である市税収入の減少、高齢化の進展や子育てや障がい者福祉などに係る社会保障費の増大、自然災害への対応の増加等により、市の財政は厳しい状況が続いています。今後も市税収入の減少や社会保障費の増大、公共施設の老朽化対策等により、極めて厳しい状況が続くことが想定されることから、新たな事業に取り組むことはもとより、現行のサービス水準を維持することも困難な状況になることが考えられます。「歳入に見合った歳出」という考え方のもと、歳出規模を縮小するなど健全な財政運営を継続していく必要があります。

（３）インフラ等の老朽化、更新時期の到来

1960年代から急速に進んだ市内の住宅開発に伴って整備されたインフラや建築物は、建設から50年以上経って公設、民設を問わず老朽化し、更新の時期を迎えています。特に、比較的下水道の普及が早かった本市においては、老朽管対策や処理場施設の更新等が大きな課題となっています。また、JR逗子駅前をはじめとした市街地中心部のビル等の建て替えは、逗子のまち全体のあり方にも大きな影響を与えます。

自然環境の豊かな住宅都市という本市の基本的な性格、枠組みは変わりようのないものですが、めざすべきまちづくりの実現に向けた方針を共有した上で、建築物の更新を機に交通環境の改善や諸課題の解決を図りながら、公民が連携して市民が暮らしやすい持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

（４）環境問題や大規模災害リスクへの対策

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」は、

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。制定された17のゴールの一つとして世界的な気候変動に対する対策が求められ、その原因として地球温暖化が挙げられており、国は地球温暖化防止に向けて2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにし、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しています。

本市においても国の取り組みと歩調を合わせ、温室効果ガスの削減を進めるとともに、豪雨等により激甚化する自然災害への対策が求められています。また、南海トラフ地震や首都圏直下地震等いわゆる巨大地震が今後30年間に高い確率で発生し甚大な被害が想定されている中、災害の事前の備えとして、被害を最小にして迅速に回復する強さとしなやかさを備えた国土強靱化への取り組みも求められています。

3 基本構想改定及び中期実施計画策定に当たっての変更点と個別方針等

3-1 主な変更点

2で挙げた背景認識のもと、市民により分かりやすく、合理的、効果的な計画とするため、基本構想改定及び中期実施計画策定に当たっては、次のような変更を行うこととします。

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化

市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、2014年（平成26年）に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、国・県の総合戦略を勘案して、人口減少克服と地方創生に取り組むための方向性とその具体的な施策を示した計画です。

一般的に総合計画は当該自治体の総合的な振興・発展等を目的としていること、総合戦略に求められている数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することが義務付けられていないことなどから、総合戦略は総合計画とは別のものとして策定されます。ただし、人口減少克服と地方創生という目的をもち、総合戦略で求められる要件を備えている場合には、両者を一つのものとして策定することが可能とされています。

人口減少克服と地方創生は、市の総合的かつ計画的な行政運営を進める上で重要な課題であることから、これまでも総合計画をベースに総合戦略を策定してきました。こうした計画の二重性の解消や、市民の理解度の向上、進行管理等事務手続きの合理化を図るため、中期実施計画の策定に当たっては総合戦略と一体化させることとします。

(2) 都市計画マスタープランの分離

現総合計画はまちづくり基本計画と一体化し、まちづくり基本計画は都市計画法 18 条の 2 に基づく都市計画マスタープランを包含するものと位置付けられています。総合計画の中では都市計画マスタープランの記載箇所を明示していないため、市がめざす都市計画の方向性等が分かりにくくなっています。この状態を解消するため、都市計画マスタープランについて整理し、改めて策定することにより、市のめざす方向性を別に明示することが必要です。それによって、市民に対する説明力を向上させ、市の都市計画への理解・協力を得られるよう進めることができます。

なお、都市計画マスタープランは、総合計画から分離をするものの、総合計画とまちづくり基本計画は一体化していることから、都市計画マスタープランに該当するとみられる記述について、総合計画から削除等の変更は行いません。

(3) 基幹計画・個別計画との相互連携の見直し

現基本構想において、基本構想の体系「めざすべきまちの姿（5本の柱）」と「取り組みの方向」に対して、原則それぞれに対応する基幹計画、個別計画を策定することとし、市の行政計画は総合計画を最上位に、基幹計画、個別計画の三層に体系化しました。また、三層の計画に共通してリーディング事業を盛り込むことで、三層の計画を連動させて一体的に計画の推進を図ることとしました。この考え方に沿って既存の計画を計画体系に位置付けたり、新たな計画を策定したりすることで、位置付ける必要性の低い内容まで計画に位置付けなければならなくなったり、計画期間を総合計画に合わせたり、計画数が増えたりという状況になりました。また、進行管理を三層の計画で統一させることで、基幹計画・個別計画を推進する上での柔軟性の低下や事務作業の増加等の課題が生じました。

市の行政計画は基本構想に沿って策定されるべきですが、その考え方に合わせるためにひずみが生じることは、計画的に行政を進めていく上で合理的とはいえません。各計画の運用の柔軟性を上げる一方、合理化を図るため、市の基本構想の体系に対応させる形で原則計画を策定するという考え方を改め、各行政計画の必要性は、それぞれの分野ごとに個別に判断することとします。また、進行管理の方法についても各基幹計画・個別計画と連動させる形ではなく、それぞれの計画に合った適切な方法で行うものとします。

(4) 総合計画策定条例の見直し

2011 年（平成 23 年）5 月の地方自治法の改正により「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、こ

れに即して行う」という規定がなくなりました。このことを受け、2014年（平成26年）に市として総合計画の策定を行うこと、策定等を行うときは議会の議決を経ることを総合計画策定条例により規定しました。これにより、2015年（平成27年）1月の現総合計画（基本構想、前期実施計画）の策定、2019年6月と2020年3月の前期実施計画の改定においては、市議会に計画案を提案し、議決を経て決定してきました。

一方で、総合戦略については議会と両輪となって推進するため、策定段階や効果検証段階で十分な審議が行われることが求められています。本市においては市議会全員協議会において案の段階で意見交換を行い、柔軟に意見を反映させてきました。中期実施計画を策定する際に総合戦略を一体化するに当たり、こうした取り組みを行うとともに、国の制度改正や状況変化に伴う簡易な計画修正を適時行うことができるよう、総合計画策定条例を見直し、議決の対象から実施計画を外す手続きを行うこととします。

3-2 基礎条件及び個別方針

基本構想の改定及び中期実施計画策定に当たっての基礎条件と個別方針を次のとおりとします。

（1）基礎条件

① 人口

現計画策定時の想定よりも人口減少は抑制されている状況となっておりますが、前期実施計画における目標人口（57,800人）からの乖離は広がってきています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年には約1万人の人口減少と高齢化率の大幅な増加が見込まれています。人口減少の克服には、人口の自然増を図る（出生数を死亡数よりも増加させる）方法と社会増を図る（転入者数を転出者数よりも増加させる）方法の両方が必要となりますが、自然増については、一自治体の施策で誘導できることは限定的であること、また高齢化が進んでいる本市の場合、死亡数が出生数の2倍程度となっていることから、その実現は容易ではありません。そこで、計画の前提となる人口としては令和2年国勢調査結果に基づいた市の推計人口を用いることとし、実施計画と総合戦略を一体として推進した結果として期待する人口を将来展望人口と位置付けます。

② 土地利用

現総合計画の基本構想及び前期実施計画の土地利用の方針のとおりとします。

(2) 基本構想の見直し

基本構想の「将来像」及び「めざすべきまちの姿（5本の柱）」と「取り組みの方向」の考え方については、基本的に継続させるものとし、必要に応じて文言の整理を行います。ただし、本市のまちづくりを推進するにあたり、継続させるよりも、新たに考え方を示す方が合理的な場合には、この限りとしません。

(3) 中期実施計画の策定

① 計画期間

実施計画は、基本構想で示した「将来像」や「めざすべきまちの姿」、「取り組みの方向」を具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画を示すものです。計画期間は、24年間の基本構想を8年ごとに3分割するものとしたのですが、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）を計画期間とする総合戦略と一体化するに当たり、中期実施計画については7年間とし、2023年度（令和5年度）から2029年度（令和11年度）までを計画期間とします。

前期実施計画同様、計画期間中は毎年度の見直し（ローリング）は行わないものとし、また、2024年度（令和6年度）には一体化した第2期総合戦略の計画期間が終了することから、第3期総合戦略の策定のために中期実施計画を見直すこととします。

<中期実施計画の計画期間>

計画等	年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
基本構想	基本構想 ~2038年（24年）									
【元】実施計画	前期実施計画		中期実施計画（8年）							
【元】総合戦略	第2期総合戦略				第3期総合戦略					
実施計画と総合戦略の一体化	前期実施計画		第2期総合戦略		中期実施計画（7年）					第3期総合戦略（5年）

② 構成等

前期実施計画は、「計画期間の目標」、「現況・課題、取り組み」、「リーディング事業」で構成されていましたが、総合戦略と一体化するに当たり、「数値目標」

や「具体的施策と重要業績評価指標（KPI）」など総合戦略で求められる要件をもとに構成を整理することとします。

なお、リーディング事業は、総合戦略との一体化を行うため、設定しないこととします。

3-3 中期実施計画策定に当たって重視する視点

総合戦略と一体化させることから、中期実施計画の策定に当たり、以下の視点を重視します。

（１）目標が明確で、分かりやすい計画づくり

総合計画が何をめざし、何をどれだけ達成するかという目標を数値目標と KPI で設定することにより、成果が分かりやすく、評価が適切にできる計画づくりを行います。

（２）社会経済状況等の変化に対応できるシンプルで柔軟な計画

新たな社会経済状況等の変化に対しては適時、適切な見直しを図ることが大切です。見直しによる事務負担を軽減するためにも、シンプルで柔軟に運用できる計画をめざします。

（３）多様な主体との連携

これまで多くの市民の参加・参画により計画を推進してきましたが、地方創生を実現する上では市内に住んでいる住民だけではなく、地域で活動する団体、地域の事業者、また、繰り返し逗子に訪れ地域の課題解決に関わる「関係人口」、「関係法人」も、逗子のまちづくりの主体となり得ます。人口減少が進む中、これら地域社会を支える多様な主体との連携を念頭においた計画とします。

（４）国等の補助金等の活用

市の財政状況が厳しい中で、人口減少を克服し、地方創生を実現するためには、地方創生推進交付金をはじめとした国等の補助金等を活用することが有効です。社会経済状況の変化に対応して、国等の補助金を柔軟に活用できるよう幅広く運用できるつくりとします。

4 基本構想改定及び中期実施計画策定の検討体制

基本構想の改定、中期実施計画の策定に当たっては、より多くの市民等の意見

を生かすことができるよう、参加・参画できる機会を確保するものとします。

また、基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」、「取り組みの方針」に関連する各計画に係る懇話会等を通じて、基本構想の見直しについて意見聴取を行うなど、全庁的な取り組みにより素案の調製等を行い、総合計画審議会への諮問・答申を経て、案の策定を行います。

基本構想の改定、中期実施計画策定の検討体制は次のとおりです。

（１）市民参加・参画の機会

市民参加条例に基づき、様々な方法を組み合わせて、多くの人の意見が聴取できるように、参加の機会を設けます。

① 市民意識調査

無作為抽出した市民に対して、生活意識やまちづくりの進め方への考え等について意識調査を行います。

② 分野別意見交換会

基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」ごとに、市民の意見交換会を開催します。

③ パブリックコメント

基本構想改定案・中期実施計画案を広く公表し、意見・提案を求めます。

（２）総合計画審議会

市長からの諮問を受けて、基本構想改定案・中期実施計画案について調査及び審議を行い、市長に答申します。委員は、公募市民や市の審議会、懇話会等の委員、参加者等や知識経験を有する者などから構成され、市民参加の機会の一つともなっています。

総合計画審議会条例第4条において委員の任期は2年間と規定され、現委員の任期が令和4年3月末までとなっていますが、計画策定に係る審議の継続性を図るため、同条例第4条第2項に基づいて現委員を再任することとします。

（３）市議会

基本構想の改定については、総合計画策定条例の規定により、議会に提案し、議決を経て変更するものとします。

中期実施計画の策定については、3-1-(4)のとおり総合計画策定条例の改正手続きを行います。実施計画と一体化する総合戦略が「議会と執行部が車

の両輪となって推進することが重要」とされていることを踏まえ、市議会全員協議会等の機会を通じて十分に意見交換を行い、連携を密にしながら策定することとします。

(4) 庁内検討体制

① 関係課

基本構想の「めざすべきまちの姿（5本の柱）」、「取り組みの方針」に関連する各計画の所管課に対して、現総合計画を推進する上での課題や改善点等をヒアリングした結果を参考とします。基本構想の改定に当たっては、関係課が所管する計画の懇話会等からの意見聴取を踏まえて見直し案を作成し、また、中期実施計画の素案調製に向けた企画・立案を行います。

② 職員提案等

庁内の意見募集等により、広く職員の提案や意見を募集します。

③ 政策会議

総合計画審議会の答申を受け市長、副市長をはじめ全ての部等の長を構成員とする政策会議をパブリックコメント実施前に開催し、案を決定します。市議会やパブリックコメントでの意見を踏まえ、計画を決定する際にも政策会議を開催します。

5 スケジュール

現時点における、基本構想改定及び中期実施計画策定のスケジュールは、P. 10のとおりです。

令和3年度は改定及び策定方針を策定した上で、関係課による計画の企画・立案を始めます。

令和4年度は、基本構想の改定に当たって、関係課が所管する計画の懇話会等からの意見聴取を踏まえて見直し案を作成します。それらをもとに基本構想改定案・中期実施計画素案として取りまとめ、その案を総合計画審議会に諮問します。総合計画審議会の審議を経て答申を受けた後、中期実施計画案については市議会全員協議会において意見交換を行います。市議会の意見を踏まえて案の修正を行った後に、基本構想改定案・中期実施計画案のパブリックコメントを行い、広く市民から意見を求め、その結果を反映させた後、基本構想改定案については市議会に提案します。

こうした、基本構想改定及び中期実施計画策定の検討と並行して、総合計画策定条例の改正の手続きを令和4年度に行います。

概ね時期としては、次のとおりを想定していますが、今後の検討状況に応じて変更する可能性があります。

<令和3年度>

令和3年11月～令和4年2月 総合計画審議会による方針案の審議（諮問→答申）

令和4年3月～ 関係課による企画・立案

<令和4年度>

～令和4年4月 関係課による企画・立案

令和4年5月～7月 関係課による基本構想の見直し案に係る所管計画の懇話会等に対する意見聴取

令和4年5月～12月 総合計画審議会による基本構想改定案・中期実施計画素案の審議（諮問→答申）

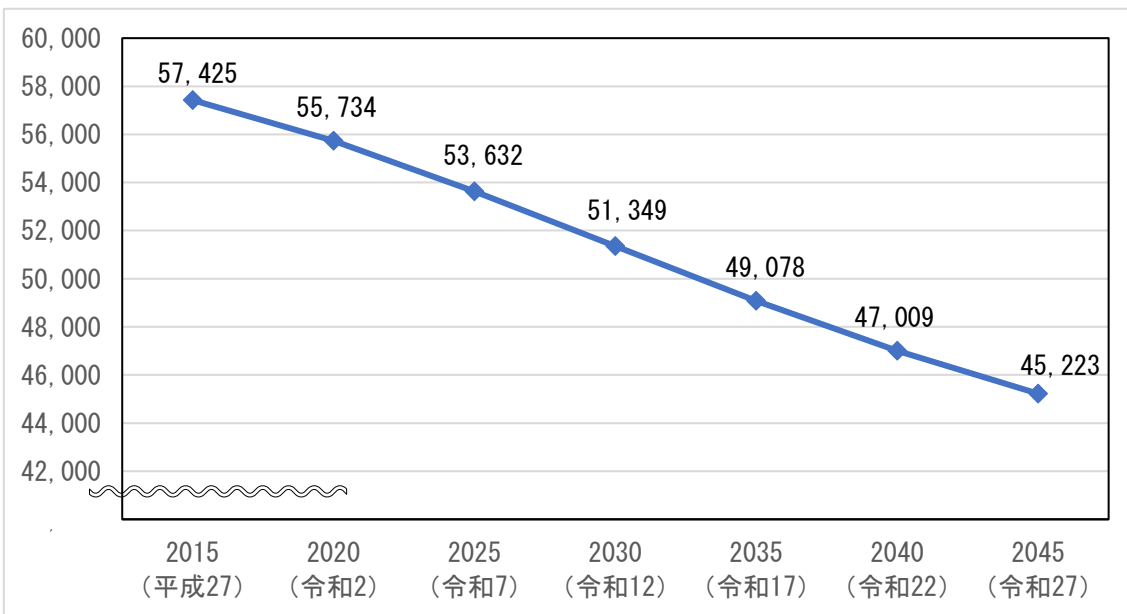
令和5年1月 市議会全員協議会において中期実施計画案について報告、意見交換
パブリックコメント（基本構想改定案・中期実施計画案）

令和5年3月 市議会に基本構想案について提案（→議決）
基本構想の改定、中期実施計画の決定

年度	市	総合計画審議会	市民参加等
令和3 (2021)	<p data-bbox="376 405 687 510">改定・策定方針案の諮問</p> <ul data-bbox="360 533 679 651" style="list-style-type: none"> ◆ 基礎調査（人口推計・まちづくりに関する市民意識調査） <p data-bbox="368 730 679 846">改定・策定方針案の決定</p>	<p data-bbox="735 405 1046 600">改定・策定方針案の検討・審議</p> <p data-bbox="735 629 1046 734">改定・策定方針案の答申</p>	<ul data-bbox="1086 506 1430 835" style="list-style-type: none"> ◆ まちづくりに関する市民意識調査（18歳以上無作為抽出2,000人） ◆ 分野別意見交換会
令和4 (2022)	<p data-bbox="376 904 679 1099">基本構想改定案・中期実施計画素案の作成</p> <p data-bbox="376 1128 679 1189">改定案・素案の諮問</p> <ul data-bbox="360 1435 695 1514" style="list-style-type: none"> ◆ 中期実施計画案の市議会全員協議会報告 <p data-bbox="360 1559 687 1648">基本構想改定案・中期実施計画案の決定</p> <ul data-bbox="360 1693 695 1783" style="list-style-type: none"> ◆ 基本構想改定案の市議会提案 <p data-bbox="432 1794 624 1854">議決</p> <p data-bbox="368 1883 679 1973">基本構想の改定・中期実施計画の決定</p>	<p data-bbox="735 1133 1046 1328">基本構想改定案・中期実施計画素案の検討・審議</p> <p data-bbox="735 1368 1046 1429">改定案・素案の答申</p>	<ul data-bbox="1086 1525 1390 1559" style="list-style-type: none"> ◆ パブリックコメント

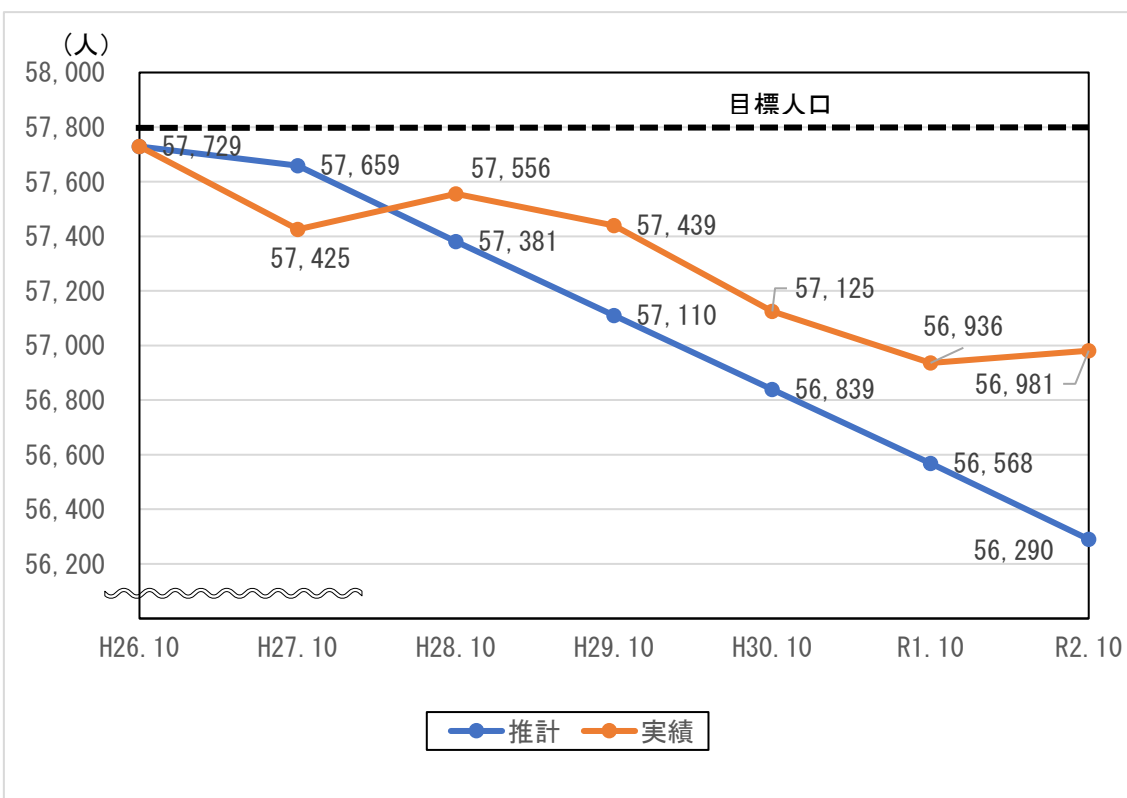
<参考>

■推計人口



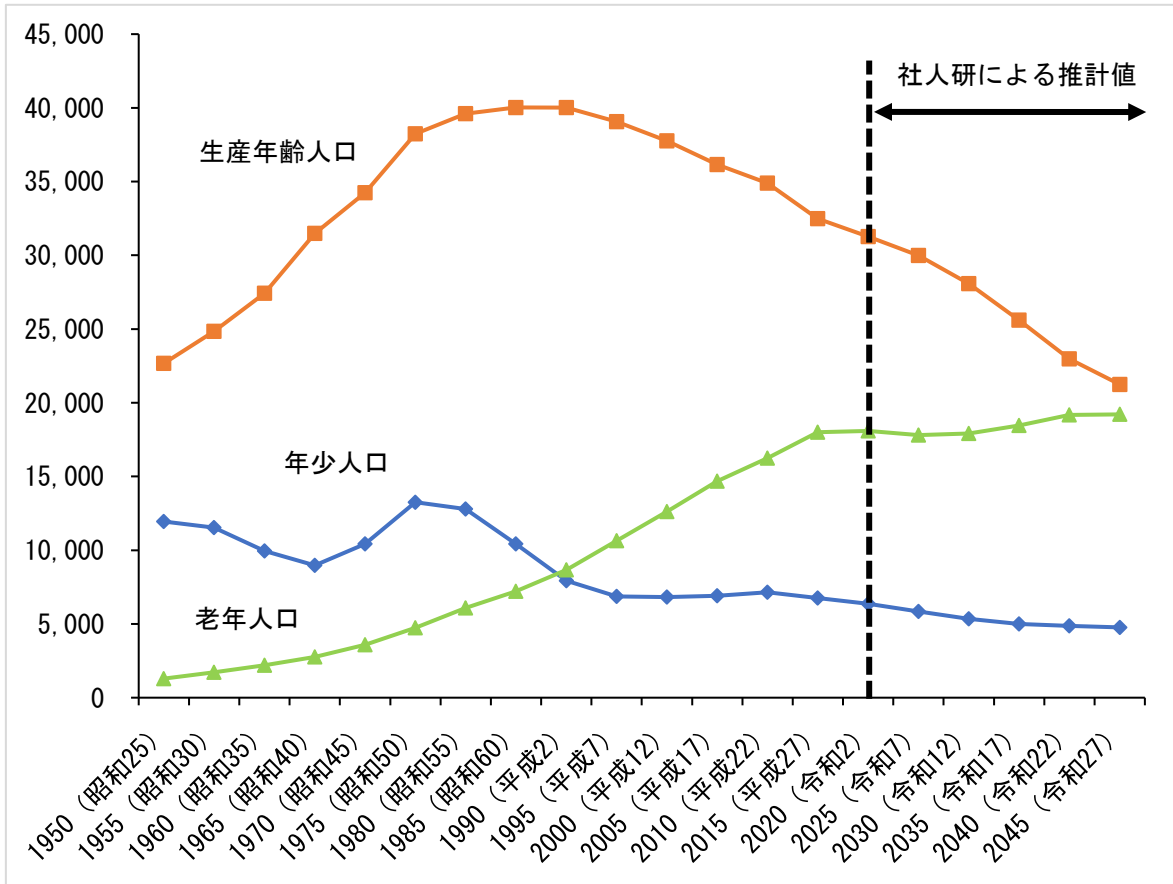
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

■前期実施計画の目標人口（57,800人）からの乖離状況



(資料) 逗子市総務課「統計ずし」、逗子市企画課「人口推計結果報告書」（平成24年3月）

■ 年齢3区分別人口の推移



(資料) 総務省「国勢調査」、2020年(令和2年)以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値

(子育て支援課)

1 基本構想

5 誰もが心豊かに子育てできるまち

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを生み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に育むまちづくりをめざします。